

## 政令第百十九号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額」を削り、「同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条」を「同項及び同条第三項」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

附則第七条の四中「平成二十六年以後の各年度における」を「当分の間、普通交付金の交付に係る」に、「当分の間、同項中」を「同項中「額に」とあるのは「額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額に」と、「に」、「附則第七条」を「同条第三項」に、「附則第七条、」を「同条第三項並びに同法附則第六条の三、」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号イ中「、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を」に、「当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額」を「特定収入見込額」に改め、同号口中「税（以下」の下に「ロにおいて」を加え、「（以下「配分率」という。）」を削り、同条第二号中「同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額」を「特定収入見込額」に、「並びに当該地方揮発油譲

与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額」を「及び特定収入見込額」に改め、同条第三号中「、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「及び石油ガス譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を」に、「当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」に改め、同条第四号中「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「及び地方揮発油譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を」に、「当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」に改め、同条第五号中「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「及び地方揮発油譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を」に、「当該自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を」を「特定収入見込額」に改める。

第二十九条第一項後段を削る。

附則第九条を次のように改める。

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 平成二十五年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「

、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

附則第十条の見出し中「平成二十四年度及び」を削り、同条中「平成二十四年度及び」を削り、「おける第十三条」の下に「の規定による額の算定に係る同条」を、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同条の表第十三条第一号イの項中「第十三条第一号イ」を「第一号イ」に、

読替え後の地方交付税法第十四条	を	同条	読替え後の地方交付税
	及び航空機燃料譲与税	同条	読替え後の地方交付税

法第十四条

び交通安全対策特別交

改め、同表中

に改め、同表第十三条第一号ロの項中「第十三条第一号ロ」を「第一号ロ」に

を

第十三条第二号から第四号  
まで

同法第十四条  
同条

読替後の地方交付税法第十四条  
読替後の地方交付税法第十四条

第二号

同法第十四条

読替後の地方交付税法第十四条

第三号

同法第十四条

読替後の地方交付税法第十四条

同条

読替後の地方交付税法第十四条

及び石油ガス譲与税

、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付

金

付金

第四号		
同法第十四条	同条	及び地方揮発油譲与税
読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

に改め、同表第十三条第五号の項を次のように改める。

第五号	
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十六年整備政令」という。）附則第三項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた平成二十六年整備政令

<p>第二項</p> <p>第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百十九号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令</p> <p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p>	<p>基準財政収入額</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当</p>



	及び地方揮発油譲与税	該額に相当する額を加算した額とする。)
	付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交

附則第十一条の見出し中「以後」を「から平成二十八年度まで」に改め、同条中「以後」を「から平成

二十八年度まで」に改め、「おける第十三条」の下に「の規定による額の算定に係る同条」を加え、「、

当分の間」を削り、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同条の表第十三条第一号イの項中「第十

三条第一号イ」を「第一号イ」に、「

同条	読替え後の地方交付税法第十四条
及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交
付金	

を

に改め、同表第

十三条第一号ロの項中「第十三条第一号ロ」を「第一号ロ」に改め、同表中

第十三条第二号から第四号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
まで	同条	読替え後の地方交付税法第十四条

を

第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二	第二号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
			第三号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第四号	及び石油ガス譲与税 同条	、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金	及び石油ガス譲与税 同条	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	及び地方揮発油譲与税 同条	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	同法第十四条	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条

に改め、同表第十三条第五号の項を次のように改める。

<p>第二項</p>	<p>号)</p>
<p>基準財政収入額</p>	<p>十九年政令第百十九号。以下この号において「平成二十九年整備政令」という。）附則第二項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令</p> <p>（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令</p> <p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p>
<p>基準財政収入額</p>	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の</p>

		<p>二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p> <p>及び地方揮発油譲与税</p> <p>付金</p> <p>、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交</p>
--	--	--

附則第十四条を附則第二十一条とする。

附則第十三条の見出し中「平成三十四年度」を「平成三十四年度」に改め、同条中「平成三十四年度」を「平成三十四年度」に改め、「第二十二條」の下に「の規定による額の算定に係る同条」を加え、「附則第十一條」を「附則第十五條」に改め、同条を附則第二十条とする。

附則第十二条の見出し中「平成二十七年から平成二十九年までの各年度」を「平成二十八年度及び

平成二十九年「度」に改め、同条中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年「度」及び平成二十九年度」に改め、「第二十二條」の下に「の規定による額の算定に係る同条」を加え、同条を附則第十六條とし、同條の次に次の三條を加える。

（平成三十年「度」及び平成三十一年「度」における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十七條 平成三十年「度」及び平成三十一年「度」における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第三項及び第十二條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

（平成三十二年「度」における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十八條 平成三十二年「度」における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第三項及び第十三條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

（平成三十三年「度」における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十九條 平成三十三年「度」における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については

、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十一条の次に次の四条を加える。

(平成二十九年度及び平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成二十九年度及び平成三十年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定によ	

	<p>り読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>から同条</p>	<p>に読み替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するもの</p>

		第一号ロ			
同条	） 年法律第二百二十六号	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方交付税法第十四条	合算額	及び航空機燃料譲与税
読替え後の地方交付税法第十四条		地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	付金 、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付税法第十四条
とされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条					



第五号	第四号			第三号			第二号		
地方自治法施行令（昭	及び地方揮発油譲与税	同条	同法第十四条	及び石油ガス譲与税	同条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関	付金 、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	割臨時交付金 、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	に特定交付見込額を加算した額から	読替え後の地方交付税法第十四条

<p>和二十二年政令第十六号)</p>	<p>する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令</p>
<p>第二項</p> <p>基準財政収入額</p>	<p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>

	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
--	------------	------------------------

（平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以</p>
------	------	--

<p>及び航空機燃料譲与税</p>	<p>から同条</p>	
<p>付金</p> <p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交</p>	<p>替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読</p> <p>る交付金をいう。第三号において同じ。）の</p> <p>交付見込額（以下イ及び次号において「特定</p> <p>するものとされる分離課税に係る所得割に係</p> <p>第七条の四の規定により指定都市に対し交付</p> <p>法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則</p>	<p>下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定に</p> <p>より算定した分離課税所得割交付金（地方税</p>

	第一号ロ	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
	第二号	地方交付税法第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	読替後の地方交付税法第十四条 地方税法
	第二号	同条 同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	第二号	から 合算額	に特定交付見込額を加算した額から 合算額から特定交付見込額を控除した額
	第二号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	及び石油ガス譲与税	及び石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	及び石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金

		第五号		第四号	
基準財政収入額	第二項	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	及び地方揮発油譲与税	同条	同法第十四条
二第二項及び第七条の三第二項に規定する算	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の					

		<p>定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
及び地方揮発油譲与税	付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

（平成三十二年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十四条 平成三十二年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付
------	------	--

<p>金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>	<p>から同条</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の</p>



第二号	第一号ロ					
から	同法第十四条	同条	) 年法律第二百二十六号 地方税法（昭和二十五	地方交付税法第十四条	合算額	及び航空機燃料譲与税
に特定交付見込額を加算した額から	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	地方税法	読替後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	交付見込額（以下イ及び次号において「特定 交付見込額」という。）を加算した額から読 替後の地方交付税法第十四条 、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交 付金

	第三号		第四号		第五号
合算額	同法第十四条	同条	及び石油ガス譲与税	同法第十四条	同条
合算額から特定交付見込額を控除した額	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（平成三十三年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

	<p>則第七条の四の規定により読み替えられた同令</p>
<p>第二項</p>	<p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p>
<p>基準財政収入額</p>	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
<p>及び地方揮発油譲与税</p>	<p>、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>

第十五条 平成三十三年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一号イ</p>	<p>第十四条</p>
<p>から同条</p>	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>より算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則</p>	<p>に読替後の地方交付税法第十四条の規定に</p>

	第一号ロ
	及び航空機燃料譲与税
合算額	地方交付税法第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
<p>第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>付金 、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金 合算額から特定交付見込額を控除した額</p>
地方税法	読替後の地方交付税法第十四条

第五号	第四号			第三号			第二号			
地方自治法施行令（昭	及び地方揮発油譲与税	同条	同法第十四条	及び石油ガス譲与税	同条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条	同条
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に 関 付 金	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交 付 金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	及び分離課税所得割交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	に特定交付見込額を加算した額から	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条

<p>和二十二年政令第十六号)</p>	<p>する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令</p>
<p>第二項</p> <p>基準財政収入額</p>	<p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>

	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
--	------------	------------------------

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第三条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「法第百二条第一項第一号」を「同項第一号」に、「同条同項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項中「同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における」を削り、「、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」を「及び航空機燃料譲与税」に改め、「同法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における」を削る。

附則に次の二項を加える。

5 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額(同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額)とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額(同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規



定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）に係る額を加算した額」と、「石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税」とあるのは「石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（」とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における」と、「自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」とあるのは「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは「、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

6 平成二十九年及び平成三十年における第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る前項の規定により読み替えられた同条第二項の規定の適用については、同項中「同じ。」とあるのは「同じ。」

及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）と、「なつた分離課税所得割交付金」とあるのは「なつた分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」と、「及び分離課税所得割交付金」とあるのは「、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」とする。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第四条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「平成二十八年度及び」を削り、同条中「平成二十八年度及び」を削り、「における」の下に「早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る」を加え、「地方財政法施行令」を削り、「附則第十二条」を「附則第十六条」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十一年度まで」に改め、同条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度」に改め、同条を附則第九条

とする。

附則第五条の見出し中「平成三十年年度」を「平成三十四年度」に改め、同条中「平成三十年年度」を「平成三十四年度」に改め、「における」の下に「早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る」を加え、

「地方財政法施行令」を削り、「附則第十三条」を「附則第二十条」に、「附則第十一条」を「附則第十五条」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第四条の次に次の三条を加える。

（平成三十年年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条 平成三十年年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条

第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則

第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」

とあるのは「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、

同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条

第一号ロ」とする。

（平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第六条 平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第七条 平成三十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正)

2 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年以後の各年度における」を削り、「同条第一項及び第三項」を「同項及び同条第三項」に改める。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

3 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条のうち地方自治法施行令第二百十条の十二の改正規定中「同条第一項及び第三項」を「同項及び」に改め、「同条第三項」を削る。

## 理由

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、標準財政規模の算定における臨時財政対策債の取扱いを定める規定等について、所要の整備を行う必要があるからである。